

広島県告示第六百七十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七十条第三項の規定によって、次の内水面における第五種共同漁業権の遊漁規則の変更を認可した。

令和八年六月一日

広島県知事 横 田 美 香

一 漁業権者の名称及び住所

1 名称

神之瀬川漁業協同組合

2 住所

庄原市高野町新市六七六一五

二 免許番号

内水共第三十六号、第三十七号

三 変更の内容

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

四 変更後の遊漁規則の施行の日

令和八年五月二十日

改正後

第1条（略）

（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務）

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭で行わなければならない。ただし、オンラインシステムにより行うこともできる。

3～4（略）

第3条～第5条（略）

（遊漁料の額及び納付方法）

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児若しくは小学校の児童のときは無料、中学校の生徒又は肢体不自由者のときは次に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3項ただし書に規定する方法により納付するときは、500円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料	
あゆ	とも釣、 ちゃぐり針、 投網、抄網	日券 3,500円	年券 7,500円
こい、 うなぎ	リール竿	日券 2,500円	年券 6,500円
こい	手釣、竿釣、 つけ針、手ヤス ちょんかけ	日券 1,500円	年券 5,500円
ます	手釣、竿釣、 ルアー、フライ		
うなぎ	つけ針、手ヤス ちょんかけ		

2（略）

改正前

第1条（略）

（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務）

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭で行わなければならない。

3～4（略）

第3条～第5条（略）

（遊漁料の額及び納付方法）

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児若しくは小学校の児童のときは無料、中学校の生徒又は肢体不自由者のときは次に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3項ただし書に規定する方法により納付するときは、500円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料	
あゆ	とも釣、 ちゃぐり針、 投網、抄網	日券 3,500円	年券 7,500円
こい、 うなぎ	リール竿	日券 2,500円	年券 6,500円
こい	手釣、竿釣、 つけ針、手ヤス ちょんかけ	日券 1,500円	年券 5,500円
ます	手釣、竿釣、 ルアー、フライ		
うなぎ	つけ針、手ヤス ちょんかけ		

2（略）

3 遊漁料は、次の場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

	納付場所	住 所	電話番号
(1)	神之瀬川漁業 協同組合	庄原市高野町新市 676-5	0824-86-2011
(2)	その他組合が指定する場所		

4 (略)

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証の交付は、前条第3項に指定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 (略)

第8条～第10条 (略)

附 則

この規則は、知事の認可のあった日(令和8年5月20日)から施行する。

3 遊漁料は、次の場所において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

	納付場所	住 所	電話番号
(1)	神之瀬川漁業 協同組合	庄原市高野町新市 676-5	0824-86-2011
(2)	その他組合が指定する場所		

4 (略)

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証の交付は、前条第3項に指定する場所又は漁場監視員において行うものとする。

3 (略)

第8条～第10条 (略)